

# 税務調査で指摘されやすい 減価償却の実務ポイントQ&A

## 第13回 資本的支出と修繕費 ―後編―

公認会計士・税理士 篠藤 敦子

資本的支出と修繕費の区分は、支出の実質により判断します。しかし、実務上はその判断が難しいことも多いため、金額や支出の周期等によって形式的に区分する取扱いが認められています。

Q

社屋を建築してから20年が経過し、床や壁の汚れやキズが目立つようになったため、200万円をかけて内装改修工事を行いました。工事費用が多額なので、全額が資本的支出となるのでしょうか。なお、工事費用のうち、明らかに資本的支出又は修繕費として区分できる金額はありません。社屋の前期末取得価額は2,500万円です。

A

工事費用のうち、明らかに資本的支出又は修繕費として区分できる金額がなく、工事費用の総額が社屋の前期末取得価額の10%以下の金額であるため、全額を修繕費として損金の額に算入することが認められます。

### 解説

一の計画に基づき同一の固定資産に対して行う修理、改良等に要した費用（以下「修理等の費用」といいます。）については、形式的に資本的支出と修繕費に区分する取扱いが認められています。

### ① 資本的支出と修繕費の形式的な区分

修理等の費用を資本的支出と修繕費に形式的に区分する基準は、次のとおりです。

◆ 資本的支出と修繕費の形式的な区分基準（①から⑦へ順番に適用します。）

金額、支出の周期等の要件	修理等の費用の税務上の取扱い
① 事業年度ごとの修理等の費用が20万円未満である	全額 修繕費
② おおむね3年以内の期間を周期として行われる修理等の費用である	全額 修繕費
③ 修理等の費用のうち、資本的支出又は修繕費であることが明らかである金額がある	資本的支出 又は 修繕費
④ 修理等の費用のうち、資本的支出か修繕費かが明らかでない金額があり、その金額が60万円未満である	その該当する金額を 修繕費
⑤ 修理等の費用のうち、資本的支出か修繕費かが明らかでない金額があり、その金額が修理、改良等に係る固定資産の前期末取得価額のおおむね10%以下である	その該当する金額を 修繕費
⑥ 修理等の費用のうち、資本的支出か修繕費かが明らかでない金額があり、継続して7：3基準を適用している	資本的支出 7 修繕費* 3
⑦ 実質による判定	実質により 資本的支出 又は 修繕費

\* 「7：3基準」で計算した修繕費の金額よりも、修理、改良等をした固定資産の前期末取得価額の10%の方が少なければ、前期末取得価額の10%が修繕費、残りの金額が資本的支出となります。

これらの基準により修繕費として損金の額に算入するには、修理等の費用を損金経理することが必要です。

### ② 本事例の検討

本事例の工事費用は、①の①～④には該当しませんので、⑤の要件について検討します。社屋の前期末取得価額は2,500万円ですので、工事費用はその10%以下となります。よって、工事費用の全額を修繕費として損金の額に算入することが認められます。

#### 実務上のポイント

資本的支出と修繕費の区分は、修理等の費用をいずれの期の損金の額に算入するかという問題なので、処理を簡便化するため、金額や支出の周期等によって形式的に区分する方法が認められています。

今回の事例で、工事費用が300万円であった場合には、⑤の要件には該当しませんので、⑥の基準により区分することができます。⑥の基準による場合には、継続適用が求められていることに注意が必要です。

#### 著者紹介



しのとう あつこ  
篠藤 敦子（公認会計士・税理士）

名古屋市出身。津田塾大学卒業後、平成5年公認会計士登録。大手監査法人を経て平成6年に篠藤公認会計士事務所（大阪市北区堂島）開業。平成20年4月より甲南大学大学院社会科学部研究科会計専門職専攻教授。企業の監査役を兼務している。